

12 法第89条ただし書の規定による届出受理事務（物件投下の届出）

本条は、航空機から物件を投下する場合の法第89条ただし書の規定による届出受理事務について規定する。

（1）届出の趣旨

法第89条ただし書に規定する届出は、地上又は水上の人又は物件（以下本条において「地上の物件等」という。）の安全を確保するため、航空機からの物件の投下を原則として禁止し、地上の物件等に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのない場合であつて国土交通大臣に届け出たときに限り禁止を解除しようとする趣旨で設けられているものである。

（2）届出

- a 届出は、物件を投下しようとする場所を管轄区域とする空港事務所長に対し、所定の事項を記載した届出書により行わせなければならない。なお、届出は様式6-17により行わせることができる。
- b aの規定にかかわらず、回転翼航空機に係る届出であつて、災害対策基本法第2条第1号の災害及びこれに類する事態に際して緊急に支援活動をする必要がある場合については、電話により届出をさせることができる。この場合においては、氏名、使用機材、物件投下の目的、物件の概要、物件の投下場所、危険予防措置等を記録簿（様式6-17-1）に記録するとともに、速やかに届出書を提出させなければならない。
- c a及びbの規定にかかわらず、災害対策基本法第24条第1項に基づく非常災害対策本部が設置された場合、同法第28条の2第1項に基づく緊急災害対策本部が設置された場合その他航空局長が必要と認めた場合については、別に定める「災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等に関する処理要領」に従うものとする。この場合であっても、必要事項をbに定める記録簿に記録するとともに、後日届出書を提出させなければならない。
- d aからcまでの規定にかかわらず、公海上に係るものは国土交通大臣に対し届出をさせなければならない。

（3）届出受理の基準

届出の受理は、地上の物件等に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのない場合に限り行うことができる。なお、その判断に当たっては、次に掲げる要件に適合しているか否かを審査するものとする。

a 投下方法

航空機から物件を投下しようとする場所（以下本条において「投下場所」という。）に正確に投下が行われるよう飛行の安全に支障のない範囲で十分に低い高度及び速度で実施する計画となっていること。

b 投下場所

- (a) 搜索救難等必要やむを得ない場合を除き、投下場所は、送電線、高圧線等の架線区域及び交通量の多い地域でないこと。
- (b) 投下する物件の重量、形状、投下方法（落下傘の有無、投下高度、投下速度）、風向、風速等を考慮し、投下場所に地上の物件等に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのないよう十分な余裕面積が確保されていること。
- (c) 競馬場、野球場その他の競技場等において競技等の開催中に物件を投下しようとする場合は、主催者側の承諾を得ていること。

c 投下時期

投下時期は夜間でないこと。ただし、特定の飛行目的を達成するためにやむを得ない場合であつて、投下目標地点及びその近傍を照明する等の安全を確保するための措置が講じられているときはこの限りでない。

d 安全措置

投下された物件が、地上の物件等に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのないよう十分な安全措置が講ぜられていること。その判断に当たっては、特に以下の点に留意しなければならない。

（a）落下傘付物件

物 件 投 下 届 出 書

年 月 日

〇〇空港事務所長 〇〇〇〇 殿

氏名又は名称 及び 住所 並びに法人の場合は 代表者の氏名	
連絡先	

航空機から物件を投下したいので、航空法第89条ただし書の規定に基づき、下記
のとおり届け出ます

記

航 空 機	型 式	
	国 籍	
	登 録 記 号	
飛 行 の 概 要	目 的	
	日 時	
	経 路	別添平面図のとおり。
	高 度	
物件投下の目的		
物 件 の 概 要	名 称	
	形 状 (規格)	
	重 量	
投 下 場 所	(投下地点又は投下地帯及びその周辺の人又は家屋の密集程度は別図のとおりである。)	

地上又は水上の人 又は物件に対する 危害予防措置		
操縦者	氏名	
その他 参考と なる事 項	資格	定期 ・ 事業用 ・ 自家用